

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会

第2回総会

別冊資料

専門委員会審議決定事項（総務企画・競技式典・宿泊衛生・輸送交通 共通）	
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画・年次計画	… 1
第1回総務企画専門委員会 審議決定事項	
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町協賛取扱要項	… 5
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町広報基本計画	… 10
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町民協働基本計画	… 11
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町ボランティア募集要項	… 12
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町歓迎・おもてなし基本計画	… 14
第1回競技式典・宿泊衛生・輸送交通合同専門委員会審議決定事項	
【競技式典部門】	
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町競技運営基本計画	… 15
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町リハーサル大会基本計画	… 16
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町式典基本計画	… 18
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町施設整備基本計画	… 19
【宿泊衛生部門】	
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町宿泊基本計画	… 20
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町医事・衛生基本計画	… 21
【輸送交通部門】	
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町輸送交通基本計画	… 22
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町警備・消防防災基本計画	… 23
参考資料	
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則	… 24
日本のひなた宮崎国スポ高鍋町専門委員会規程	… 28
日本のひなた宮崎国スポ開催に向けたスケジュール	… 30

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画

令和7年3月18日・19日

第1回総務企画専門委員会

第1回合同専門委員会決定

1 趣 旨

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「大会」という。）の成功に向け、町民・行政・各関係機関等との連携を図り、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、運営に関わる人々の心に残る大会の実現を目指し、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針」に基づいて、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進項目

（1）総務企画関係

① 総務企画

県、競技団体、及び関係団体（以下「県等」という。）との緊密な連携を図り、各競技会を成功させるとともに、町民のスポーツへの関心を高め、スポーツを通した活力あるまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画を策定し、施策の推進を図る。

② 財務

県等と相互協力のもと、簡素化を図りながらも、創意工夫により時代のニーズに沿った、効率的かつ効果的な財務の運営を図る。

③ 広報

大会に対する町民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を展開するとともに、高鍋町を訪れる方々をはじめ、全国に自然・歴史・文化など高鍋町の魅力を発信する。

④ 町民協働

町民に大会の意義を広めるとともに、町民一人ひとりがそれぞれの立場で参加し、活躍する大会とすることで、その経験を将来の町民協働によるまちづくりにつなげる。

⑤ 歓迎・おもてなし

選手団体や大会関係者をはじめ、高鍋町を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然・歴史・文化など本町の魅力に触れていただき、大会終了後も訪れていただけるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

（2）競技式典関係

① 競技

競技会の円滑な運営を図るとともに、県等と連携を図りながら、競技に必要な競技用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

② 式典

表彰式等については、簡素な装飾や演出に努めることを基本としながらも、創意工夫を凝らした温かみのある式典とする。

③ 施設

国民スポーツ大会開催基準要項の施設基準を踏まえ、既存施設の有効活用を図るとともに、大会開催後の町民利用にも配慮した整備に努める。

（3）宿泊衛生関係

① 宿泊

選手、監督及び大会関係者等の宿泊については、県等と連携し、効率的な配宿体制の確立を図る。

② 医事・衛生

本町を訪れる方が、清潔で快適な環境で活躍や観覧等ができるよう、医療機関及び関係機関等との連携協力を図りながら、医事・衛生体制の確立を図る。

(4) 輸送・交通関係

① 輸送交通

本町の交通事情を勘案し、交通事業者と連携しながら、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに交通混雑の緩和等へ配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

② 警備防災

競技会場その他大会関係施設における安全面の確保、事故等の防止及び大規模災害など非常時における緊急対応に万全を期するため、警備、消防・医療等の関係機関と連携しながら、警備・防災体制の確立を図る。

3 開催推進総合年次計画

日本のひなた宮崎国スポーツ高鍋町開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)は、別表のとおりとする。

また、年次計画は、進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

日本のひなた宮崎国スボ高鍋町開催推進年次計画(案)

競技運営基本計画策定		競技別実施要項策定	競技用具整備の調査・検討	競技用具購入・借用
① 競技式典専門委員会	競技用具整備調査対応	競技用具整備の調査・検討	競技役員(補助員)等編成決定	競技役員(補助員)等編成・委嘱
	競技役員編成等調査対応	競技役員(補助員)等編成検討	競技会係員(補助員)等の編成・養成	競技会係員(補助員)等の編成・委嘱
	競技会係員等編成調査対応	競技会係員(補助員)等の編成検討	競技会係員(補助員)等の編成・養成	競技会係員(補助員)等の編成・委嘱
	リハーサル大会開催基本計画策定	リハ大会競技別実施要項策定	リハ大会開催	リハ大会開催
	式典	デモスボ開催基本計画策定	デモスボ実施要項策定	デモスボ競技開催
	施設	式典実施要項策定	リハ大会開会式・表彰式	競技別開会式・表彰式
	宿泊・弁当	会場配置等実施設計	炬火イベント実施要項策定	炬火イベント実施
		施設整備・点検	リハ大会会場設営	本大会会場設営
		宿泊実施要項策定	リハ大会配宿実施	本大会配宿実施
		弁当調達業務実施要領策定	リハ大会弁当調達	本大会弁当調達
② 医事・衛生専門委員会	宿泊基本計画	宿泊実施要項策定	リハ大会配宿実施	本大会配宿実施
	医事・衛生	弁当調達要項策定	リハ大会弁当調達	本大会弁当調達
	医事・衛生	医療救護実施要領	リハ大会救護所設置	救護本部・救護所設置
		防疫対策実施要領	防疫対策の推進	防疫対策の推進
		食品衛生対策実施要領	食品衛生対策の推進	食品衛生対策の推進
		環境衛生対策実施要領	環境衛生対策の推進	環境衛生対策の推進
		輸送・交通基本計画	本大会輸送計画策定	輸送交通本部設置
		リハ大会輸送計画策定	リハ大会輸送実施	リハ大会輸送実施
		駐車場等調査・確保	リハ大会駐車場運営	本大会駐車場運営
		警備・防災基本計画	警備・防災計画策定	警備・防災本部設置
輸送交通専門委員会	警備・防災	リハ大会警備・防災計画策定	リハ大会警備・防災本部	リハ大会警備・防災本部

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町協賛取扱要項

令和7年3月18日
総務企画専門委員会決定

1 目的

この要項は、高鍋町で開催される第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の開催趣旨に賛同し、協賛の申し出があった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 定義

この要項において、協賛とは、企業、団体等からの協賛（以下「協賛」という。）をいう。

3 協賛の内容

協賛の内容は、原則として大会の広報啓発及び歓迎装飾に係る物品又はその他の大会の運営に要する用具等（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

4 協賛の実施方法

- ア 協賛は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が受け入れる。
- イ 協賛方法は、提供又は貸与とする。
- ウ 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- エ 協賛の受入を決定し、これを受領したときは、協賛受領証明書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- オ 協賛物品等の搬入、据付、撤去等に要する費用が必要な場合は、原則として協賛者の負担とする。

5 協賛として受け入れないもの

次の各号のいずれかに該当する場合は、協賛を受け入れないものとする。

- ア 大会等の趣旨に反するもの
- イ 法令等に違反するもの、公の秩序又は良俗を乱す恐れがあると認められるもの
- ウ 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの
- エ 政治活動、宗教活動等に係るものと認められるもの
- オ 個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの
- カ その他、実行委員会が適当でないと認められるもの

6 協賛の表示

- ア 協賛物品等には、協賛者の意向に応じ、協賛の表示を行うことができる。ただし、協賛品に直接表示することが適当でない場合は、その他の方法により表示する。
- イ 前号の協賛の表示は、表示方法、表示箇所、文字の大きさ等について、事前に実行委員会

と協議し、承認を得て行うものとする。

7 協賛への謝意

- ア 協賛物品等の提供を受けたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。
ただし、贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ対応する。
- イ 協賛への謝意の実施基準は、別表第1のとおりとする。

8 協賛者名等の掲載

- ア 協賛物品等の提供を受けたときは、必要に応じて実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。
- イ 実行委員会ホームページ等に協賛者名を掲載する基準は、別表第2のとおりとする。

9 協賛の受入期間

協賛の受入期間は、大会終了までとする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

別表第1

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・団体等	50万円以上	感謝状	贈呈式	会長又は副会長
	50万円未満 10万円以上		持参	事務局長
	10万円未満	礼状	郵送	—

別表第2

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品
企業・団体等	10万円以上	写真及び記事等を掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品にすべてに協賛者名を掲載
	10万円未満	協賛者名を掲載		

備 考

- (1) 個人協賛は求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品等については、市価に金額換算して評価する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ決定する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。なお、時期については、協賛のあった後の直近に開催される総会、又は個別に実施する。
- (4) 同一者から複数回にわたり協賛の申出があった場合は、累積評価額により謝意を表すこととする。
- (5) 協賛者名の掲載先は、実行委員会ホームページ、報告書等、協賛物品とする。
- (6) 愛称等を使用したフレーズの使用範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動や社会的貢献活動に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の愛称等を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

(例)

○○○は、〔 第81回国民スポーツ大会
日本のひなた宮崎国スポ 〕

高鍋町開催 〔 競技を応援しています。
の協賛企業です。
○○競技会を応援しています。
○○競技会の協賛企業です。 〕

協賛申込書

年 月 日

日本のひなた宮崎国スポ
高鍋町実行委員会 会長 あて

(申込者)

住 所
名 称
代表者氏名

高鍋町で開催される第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会の趣旨に賛同し、下記のとおり協賛します。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額(相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
引渡予定年月日	年	月 日
その他の		

担当者 所 属
氏 名
電話番号
メ ー ル

協賛受領書

年 月 日

様

日本のひなた宮崎国スポ
高鍋町実行委員会 会長

高鍋町で開催される第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会にかかる協賛物品等を、下記のとおり受領しました。

記

協賛物品等	品名	
	規格等	
	単価	
	数量	
	総額 (相当額)	
協賛方法	<input type="checkbox"/> 提供	<input type="checkbox"/> 貸与
受領年月日	年	月 日
その他の		

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町広報基本計画

令和7年3月18日

総務企画専門委員会決定

1 目的

高鍋町で開催される、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）に対する、町民の関心や参加意欲の高揚を図るため「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本町の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

2 内容

(1) 大会愛称、スローガン等による広報

大会を象徴する愛称、スローガン等の活用及び普及により町民への周知を図る。

- ア 愛称、スローガンの活用及び普及
- イ マスコットキャラクターの活用及び普及
- ウ 大会イメージソング等の活用及び普及

(2) 印刷物、広報物品等による広報

各種印刷物や広報啓発グッズを作成し、大会の開催を広く周知する。

- ア ポスター、パンフレット等の作成
- イ 「広報たかなべ」や関係機関等の刊行物への掲載
- ウ 広報啓発グッズの作成

(3) メディアによる広報

多様なメディアを活用し、迅速かつ効果的な情報発信を行う。

- ア ホームページ、SNS等による情報発信
- イ 新聞、テレビ、ラジオ等の活用
- ウ さまざまな広報媒体の活用

(4) イベント等による広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・関係団体等のイベント等と連携し、効果的な情報発信を行う。

- ア 啓発イベントの開催
- イ 町、関係機関、関係団体等が開催するイベント等との連携
- ウ 町のPR活動との連携

(5) 工作物等による広報

各種工作物等を設置し、大会の開催を周知するとともに、選手・監督をはじめ、本町を訪れる人を歓迎する。

- ア 横断幕、懸垂幕、のぼり旗等の設置
- イ 案内板、カウントダウンボード等の設置

(6) 大会報告書等による記録

準備経過、開催状況、競技記録等の記録及び保存のため、大会報告書等を作成し、後世に伝える。

- ア 大会報告書の作成
- イ デジタル等の活用による記録映像、記録写真等の作成

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町町民協働基本計画

令和7年3月18日
総務企画専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）の成功に向け、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、町民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、地域が一丸となって取り組むことにより、その経験を将来の町民協働によるまちづくりにつなげる。

2 内容

（1）町民一人ひとりの参加で盛り上げる大会

町民一人ひとりがそれぞれの立場で大会に積極的に参加し、夢や感動、連帯感を共有できる大会とする。

- ア 大会運営のサポートやボランティア活動への参加促進と養成
- イ 競技会場での観戦や応援
- ウ 大会関連イベントへの参加

（2）心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしで迎え、ふれあいとぬくもりに満ちた大会とする。

- ア 明るく元気なあいさつと親切な対応
- イ 花いっぱい運動やクリーンアップ運動の展開
- ウ 地場産品や特産品を用いたふるまい

（3）生涯スポーツの推進に結びつく大会

町民が大会を契機にスポーツへの興味・関心を高め、生涯を通した幅広いスポーツ活動に結び付く大会とする。

- ア デモンストレーションスポーツへの参加
- イ 各種スポーツイベントやレクリエーション等への参加

（4）高鍋の魅力を全国に発信する大会

町民が本町の歴史・文化・自然など様々な魅力を再認識し、本町を訪れる人に様々な機会を通じて発信する。

- ア 観光情報等の発信
- イ 地場産品や特産品の紹介、提供

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町ボランティア募集要項

令和7年3月18日

総務企画専門委員会決定

1 趣 旨

この要項は、第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、運営に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動内容

本町で開催する競技会の運営に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

区分	主な活動内容
会場受付	競技会場内の受付、資料配布
案 内	競技会場等での案内、情報提供
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス、おもてなし
弁当配布	弁当の配布、空き箱の回収
会場整理	競技会場における会場準備、来場者の誘導、駐車場等整理の補助
環境美化	競技会場内外の美化、清掃活動
その他	上記のほか、競技会運営に関する活動

4 募集期間

令和7年度から適宜募集し、募集人数に達するまでとする。

5 応募要件

平成27年4月1日以前に生まれた方で、以下の各号のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本町に在住、通勤、通学している個人
- (2) 本町に活動拠点を有する団体
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人及び団体

6 応募方法

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会に持参もしくは郵送、ファックス等により申し込む。ただし、応募時点で18歳未満の方については、申し込みに保護者の同意が必要となるため、郵送又は持参に限る。

7 登録・抹消

- (1) 実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。
- (2) 実行委員会は、次の場合により登録を取り消すことができる。

- ア 本人または団体から申し出があった場合
- イ 大会のイメージを損なう行為があつた場合
- ウ 大会運営に支障があると判断した場合

8 活動期間及び場所

ボランティア登録後から大会終了までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動（研修会等を含む。）開始は中学生になってからとする。

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容については、実行委員会が実施する希望調査等を参考に決定する。

10 研修会等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する知識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施する。

11 報酬及び交通費

研修やボランティア活動等を含めた報酬は無償とし、交通費は自己負担とする。

12 服飾及び食事

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾及び弁当を、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティアの活動及び研修等にあたっては、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」及び「損害賠償責任保険」に加入する。それ以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、高鍋町個人情報保護法施行条例をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に実行委員会への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 写真及び動画の取扱い

応募者の活動等の状況が撮影された写真及び動画は、大会の活動等の状況を報告する目的の限りにおいて、実行委員会のホームページ及びその他広報媒体ならびに大会報告書に掲載することができる。

16 その他

この要項に定めるもののほか、ボランティアの募集について必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町歓迎・おもてなし基本計画

令和7年3月18日
総務企画専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）については、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、すべての方々を温かくお迎えするとともに、歴史、文化、自然など本町の多彩な魅力に触れていただくことで、また訪れたいと感じていただけるような心のこもったおもてなしを提供する。

2 内容

① 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するため、競技会場、その他必要な場所において歓迎装飾を行う。

② 案内所の設置

競技会場等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光等の案内を行う。

③ 休憩所等の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として休憩所を設置する。

④ 売店等の設置

大会参加者等に地域特産品等の紹介及び販売を促進し、利便性の向上を図るため売店等を設置する。また、売店等ではごみの減量化、持ち帰り運動、分別収集などの環境美化活動を推進する。

3 その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町競技運営基本計画

令和7年3月19日

合同専門委員会決定

1 目 的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」及び競技別リハーサル大会において、本町で開催される競技会については、参加する選手がその能力を十分発揮できるよう、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、円滑かつ効率的な運営を図るため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、準備に万全を期する。

2 内 容

(1) 競技会の運営

競技会の運営については、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携を図り、多岐にわたる業務を円滑に運営できるよう、町民参加を含む幅広い体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体等と十分協議のうえ、適正な配置を行う。

(3) 競技会場・練習会場の確保・整備

競技会場、練習会場の確保・整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議のうえ、競技運営に支障のないよう計画的で効率的な整備を図る。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、現有する競技用具をできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう、県、競技団体及び施設管理者と十分協議のうえ、計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県、競技団体、関係機関等と連携を図りながら、正確かつ迅速に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会の開催については、競技会の運営能力の向上を図るとともに「日本のひなた宮崎国スポ」開催に対する町民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

(7) デジタル技術の活用

大会参加者等の利便性や満足度を高めるため、競技会への運営や競技記録業務における情報についてデジタル技術を活用して通信の効率化やリアルタイムでの発信に努める。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町リハーサル大会開催基本計画

令和7年3月19日
合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）に備えて本町で開催する競技別リハーサル大会については、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力の向上と町民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県及び競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として日本のひなた宮崎国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で創意工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（1）実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

① 競技運営

競技運営主管は競技団体とし、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「町実行委員会」という。）は、競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営に努める。

② 競技記録の収集及び速報

競技団体との緊密の連携のもとに、迅速かつ正確な記録の収集及び速報に努める。

（3）式典

① 開・閉会式及び表彰式

開・閉会式及び表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障がないよう簡素化に努める。

② 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど簡素化に努める。

（4）施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会に必要な仮設施設は、競技団

体及び施設管理者と協議のうえ整備する。

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、日本のひなた宮崎国スポでの使用を考慮し、必要最小限とする。

(6) 医事・衛生

リハーサル大会参加者の傷病に速やかに対応するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(7) 感染症の感染拡大防止

リハーサル大会参加者が安心・安全に参加できるよう、国及び公益財団法人日本スポーツ協会並びに各中央競技団体が策定する感染症拡大予防ガイドラインを参考に必要な感染拡大防止対策を、競技団体及び施設管理者と協議のうえ、実施する。

(8) 輸送交通

リハーサル大会参加者の輸送については、原則として既存の公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(9) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

(10) その他

この計画に定めるもののほか、必要な事項は、町実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町式典基本計画

令和7年3月19日
合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」において本町で開催する式典については、大会参加者への歓迎、賞賛を表すものとし、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、簡素化・効率化等の創意工夫を図りつつ、本町の特色を生かした式典の運営を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 開始式

開始式を実施する場合は、選手のコンディションに配慮し、競技運営に支障のないよう簡素化に努めること。

(2) 表彰式

表彰式は、競技団体及び関係機関等と協議、協力して実施するものとし、入賞者が、一般観覧者を含め競技会に参加した多くの人々と喜びを分かち合えるような、競技会終了にふさわしいものとする。

(3) 式典音楽

式典で使用する音楽は、CD等の活用を図るなど、できるだけ簡素なものとする。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町施設整備基本計画

令和7年3月19日
合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における競技施設については、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、国スポ開催後の町民利用に配慮し、競技運営に支障のないよう整備を行う。

2 内容

（1）競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障がないよう、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

（2）練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議の上、できる限り既存施設を活用する。

（3）臨時仮設物の整備

臨時仮設物の整備については、競技施設、観客席、案内所等の競技会の運営に係る臨時仮設物は、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議の上、整備する。

（4）仮設給排水施設整備

仮設給排水施設整備については、休憩所、便所等で仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、県、競技団体及び施設管理者等と十分協議の上、整備する。

（5）駐車場整備

駐車場整備については、競技会場、練習会場の周辺等に駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を設ける。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町宿泊基本計画

令和7年3月19日
合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、それぞれの分野で十分な活躍ができるよう万全を期するため、宿泊施設その他関係団体との連携により大会に集中できるような環境を整えるとともに、効率的な配宿体制の構築を図ることを目的とする。

2 内容

（1）宿舎

ア 町内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）のみでは大会参加者の収容が困難であることから、宮崎県、関係機関等と協議のうえ、町外の旅館等も利用することとする。

イ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

（2）配宿

ア 選手・監督及び競技会に関わる役員（以下「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して割り当てる。

ウ 選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、宮崎県と協議して行う。

（3）宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体が協議のうえ、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したもの適用する。

（4）食事

大会参加者に提供する食事は、安心・安全で栄養バランスに配慮しながらできるだけ地元の食材を取り入れたものを提供する。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町医事・衛生基本計画

令和7年3月19日
合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手、監督、役員、観察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）および一般観覧者が十分な活躍と観覧ができるよう、県、競技団体、関係機関及び関係団体の協力を得ながら、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

2 内容

（1）医療救護

大会参加者及び一般観覧者の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

（2）防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止し、そのまん延を防止するため、関係機関・団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

（3）食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関・団体等の協力を得て、食品衛生に対する取り組みを推進する。

（4）環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・団体等はもとより、広く町民の協力を得て、宿舎及び競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町輸送交通基本計画

令和7年3月19日

合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）に参加する選手・監督、役員、観察員、報道員その他の関係者（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、本町の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と連携を図りながら、安全かつ確実に実施することを目的とする。

2 内容

（1）輸送対策

① 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

② 計画輸送

競技会場、練習会場又は宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、指定集合地を設けたうえで、計画輸送を行う。

③ 競技共催地市町間の輸送

他市町と共に行う競技に係る競技関係者の輸送については、当該市町と協議のうえ、別に定める。

（2）交通対策

① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署その他関係機関と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の適切な対策を講じる。

② 交通の整理誘導

大会参加者関係車両、一般観覧車両及び歩行者の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

（3）駐車場対策

① 駐車場の確保

駐車場は、競技会場及び練習会場ならびにその周辺における確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場については、運営上必要と認められるものに限定し、一般車両（一般観覧者車両を含む。）と容易に区別できるよう必要な措置を講じる。

（4）環境への配慮

大会期間中における交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減を図るために、大会参加者及び一般観覧者に対し公共交通機関の積極的な利用を促すとともに、町民に対しても渋滞の原因となる違法駐車の防止、自家用車の利用自粛協力等の啓発に努める。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町警備・消防防災基本計画

令和7年3月19日
合同専門委員会決定

1 目的

第81回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災対策については、競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対策に万全を期するため、「日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催推進総合計画」に基づき、消防、警察その他関係機関と連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 内容

① 警備対策

- ア 競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- イ 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

② 消防防災対策

- ア 競技会場等の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急救助に関する諸対策を講じる。
- イ 大会期間中の火災その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、関係機関及び団体等の協力を得て、防火・防災意識の高揚を図る。

③ 大規模災害・突発重大事案対策

競技会場等で大規模災害及び突発事案発生時における情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する諸対策を講じる。

④ 関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進を図るため、関係機関等との緊密な連携を図るとともに、情報連絡体制を確立する。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町開催基本方針

令和6年9月26日
第1回総会決定

1 基本方針

日本のひなた宮崎国スポが開催されることは、町民のスポーツに対する関心を高め、スポーツによる感動や交流の輪を広げるとともに、町民の融和及び健康増進の推進に大きく寄与するものと考えられます。

開催にあたっては、本町の自然や歴史、産業、文化など多彩な魅力を見つめなおすとともに、将来へと引き継がれる貴重なスポーツ資源となるように大会終了後を見据えた取り組みを推進します。また、大会運営に関わる多様な主体の参画と協働により、「歴史と文教の城下町たかなべ」の多彩な魅力を全国に発信する大会運営を目指します。

2 実施目標

(1) 協働でつくる心に残る大会

国民スポーツ大会の成功という目標に向けて町民、関係団体、行政など多様な主体の総力を結集し、協働による運営を行うとともに、喜びと感動を分かち合い、大会に関わる人々の心に残る大会を目指します。

(2) 効率化及び創意工夫を凝らした大会

創意工夫により時代のニーズに沿った効率的かつ効果的な大会運営を図ります。

(3) 高鍋町の魅力を全国に発信する大会

高鍋町の歴史や文化、産業、食など多彩な資源を生かし、訪れる方々をおもてなしの心であたたかくお迎えするとともに、本町の魅力を全国に発信することで地域のさらなる活性化につながる大会を目指します。

(4) スポーツの推進につながる大会

選手が十分に実力を発揮できる運営を目指すとともに、大会を契機に町民一人ひとりがスポーツへの関心や意欲を高め、競技スポーツ及び生涯スポーツへの推進につながる大会を目指します。

日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会会則

令和6年9月26日
設立総会決定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本のひなた宮崎国スポ高鍋町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は高鍋町において開催される大会に関する事項の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 大会等の開催に必要な方針及び総合計画・準備・運営に関すること
- (2) 大会等の開催に必要な施設及び設備に関すること
- (3) 大会等の開催及び準備のための経費に関すること
- (4) 関係競技団体その他関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (5) その他必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長、役員及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 高鍋町を代表する者
- (2) 高鍋町議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

(役員の選任)

第6条 会長は、高鍋町長をもって充てる。

2 副会長及び監事は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成された

ときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の代表者及び役職員でなくなった場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 専門委員会
- (総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 大会等の開催基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 専門委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第11条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、総会から委任又は付託された事項について調査審議し、その結果を総会に報告し、承認を得なければならない。
- 3 第8条の規定は、専門委員の任期について準用する。
- 4 前各号に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

第12条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分とすることができます。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を高鍋町教育委員会内に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第14条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第15条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第16条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

第17条 実行委員会は、その目的が達成されたときに解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、高鍋町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第18条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和6年9月26日から施行する。

(経過措置)

2 実行委員会の令和6年度における会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず前項に定める日から、令和7年3月31日までとする。

日本のひなた宮崎国スپ高鍋町実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、日本のひなた宮崎国スپ高鍋町実行委員会会則第11条第4項の規定に基づき、日本のひなた宮崎国スپ高鍋町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び委任事項)

第2条 専門委員会の名称及び日本のひなた宮崎国スپ高鍋町実行委員会総会からの委任及び付託事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員の選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから日本のひなた宮崎国スپ高鍋町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否を表明した委員を出席委員とみなす。

(部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、部会を設置し、専門的事項について調査、研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 部会は、委員長が委嘱した部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、委員長が指名する者をもって充て、部会を総括する。
- 4 第6条の規定は、部会について準用する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年2月20日から施行する。
- 2 専門委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず会長が招集する。

別表2（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること 2 広報・市民運動に関すること 3 歓迎及びおもてなしに関すること 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること 2 式典に関すること 3 施設に関すること 4 その他競技式典に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること 2 環境衛生及び食品衛生に関すること 3 医療救護に関すること 4 その他宿泊衛生に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送に関すること 2 交通及び駐車場対策に関すること 3 警備及び消防防災に関すること 4 その他輸送交通に関すること	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

日本のひなた宮崎国スポ開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	高鍋町準備組織	高鍋町事務局
令和 6 年度 2 0 2 4 年 (開催 3 年前) 佐賀国スポ	◆開催及び会期決定(7月) ★SAGA2024 国スポ ◆競技別会期決定(12月)	◎実行委員会設立及び 第 1 回総会（9月） ◎専門委員会（3月）	◆実行委員会設立準備 ◆実行委員会事務局設置 ◆先催地視察等・準備情報収取 (随時) ◆開催経費の検討 ◆県からの各種調査対応
令和 7 年度 2 0 2 5 年 (開催 2 年前) 滋賀国スポ	★わた SHIGA 輝く国スポ	◎第 2 回総会（4月） ◎専門委員会 (必要に応じて開催)	◆国民スポーツ大会推進室設置 ◆リハーサル大会開催申請 ◆府内推進本部の設置 ◆リハーサル大会予算編成
令和 8 年度 2 0 2 6 年 (開催 1 年前) 青森国スポ	★青の煌き青森国スポ ◆リハーサル大会開催 ・軟式野球競技 ・バドミントン競技	◎第 3 回総会 ◎専門委員会 (必要に応じて開催)	◆リハーサル大会実施本部の設置 ◆大会実施本部の設置 ◆リハーサル大会運営
令和 9 年度 2 0 2 7 年 (開催年) 宮崎国スポ	◆デモスポの開催(※ 1) ★日本のひなた宮崎国スポ ・軟式野球競技 ・バドミントン競技	◎第 4 回総会 ◎専門委員会 (必要に応じて開催) ◎実行委員会解散	◆デモスポの運営(※ 1) ◆本大会運営 ◆後催県への引継ぎ ◆大会報告書の編集

※1 デモスポ…デモンストレーションスポーツ